

# 「新はだの行革推進プラン」 総括評価報告書

(案)

平成28年12月

秦野市行財政調査会



# 目 次

1	はじめに	1
2	取組結果	2
(1)	実施状況	2
(2)	改革が終了していない項目	3
(3)	公共施設再配置の推進	5
(4)	累積効果額（実績）	6
ア	一般会計	6
イ	特別会計等	8
3	総括評価	9
(1)	行財政改革の転換期を迎えて	9
(2)	「量の削減」から「質の向上」への転換	9
(3)	評価意見	10
ア	行財政改革の実効性とその強化	10
イ	行財政改革への取組みとその留意点	10
ウ	受益者負担の見直しとトータルコストによる効果測定	11
エ	今後の補助金交付のあり方	11
オ	市民との協働	12
4	次なる時代に向けての行財政改革の新たな視点	12

## 《附属資料》

- I 新はだの行革推進プラン - 評価結果及び累積効果額一覧 -
- II 秦野市行財政調査会組織図
- III 秦野市行財政調査会行革推進専門部会委員名簿
- IV " 開催経過
- V " 規則
- VI 秦野市行政改革評価委員会設置要綱



## 1 はじめに

秦野市では、平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とする新はだの行革推進プラン（以下、「新プラン」と呼ぶ）において、86項目の改革項目を掲げた。また、その改革効果額を総合計画推進の財源とするため、全庁を挙げて行財政改革に取り組んできた。

一方で、人口減少社会の到来による社会構造の変化をはじめ、空き家対策といった新たな地域課題の発生や、さまざまな要因が絡み合った生活課題への対応が求められている。

このように秦野市を取り巻く環境は刻々と変化しており、今後も質の高い行政サービスを維持・継続していくためには、こうした諸課題に対して、柔軟かつ機動的に対応可能な行政運営が求められる。

秦野市行財政調査会 行革推進専門部会（平成26年8月以前は秦野市行政改革評価委員会と呼称）では、これまで4回にわたり行財政改革の進行状況評価を行い、その進捗状況を確認するとともに、現状の課題や今後の行財政改革の推進に向け協議・検討を行ってきた。

本報告書は、「新プラン」の計画期間終了に当たり、改革主管課による自己評価及び庁内組織である行財政改善推進委員会による内部評価を踏まえ、ここに総括評価と今後の行財政改革に向け提言を行うものである。

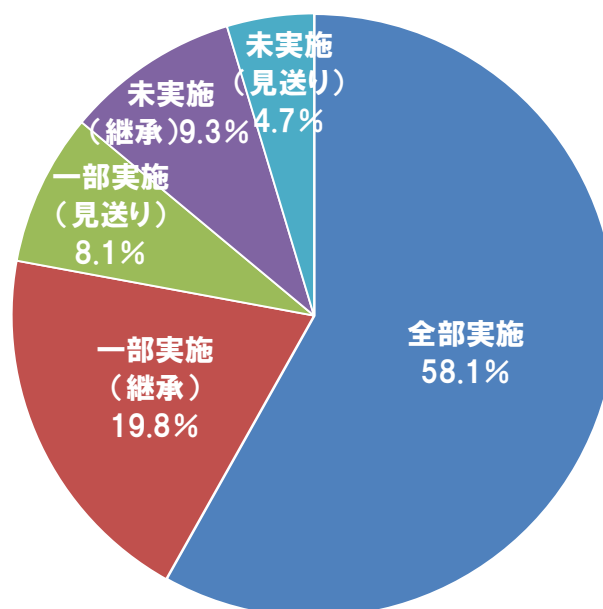
秦野市では、平成28年度から行財政改革を総合計画後期基本計画に位置付け、第3次はだの行革推進プラン実行計画（以下、「実行計画」と呼ぶ）として新たな取組みに着手しているが、本報告書の提言を踏まえ、さらにその取組みを推進し、より一層の成果達成を期待したい。

## 2 取組結果

### (1) 実施状況

「新プラン」の改革項目に掲げる86項目の実施状況は、「全部実施」が50項目(58.1%)、「一部実施(継承)」が17項目(19.8%)、「一部実施(見送り)」が7項目(8.1%)であり、74項目(86%)について、取組みが実施されている。

全部実施	一部実施(継承)	一部実施(見送り)	未実施(継承)	未実施(見送り)	計
50	17	7	8	4	86



#### [評価区分]

全部実施	「新プラン」の計画期間中に計画した改革を全て実施
一部実施(継承)	「新プラン」の計画期間中に改革を一部実施、実行計画に改革を継承
一部実施(見送り)	「新プラン」の計画期間中に一部実施、実行計画への改革継承を見送り
未実施(継承)	「新プラン」の計画期間中の改革は未実施、実行計画に改革を継承
未実施(見送り)	「新プラン」の計画期間中の改革は未実施、実行計画への改革継承を見送り

## (2) 改革が終了していない項目

改革が終了していない一部実施及び未実施の改革項目（36項目）のうち、実行計画へ引き継いだ項目は、「西中学校体育館と西公民館の複合施設建設」など25項目ある。なお、これらについては早急に改革着手時期を明らかにし、着実な実施を図る必要がある。

また、一部実施及び未実施項目で実行計画への継承を見送った項目は、「幼稚園・保育園・こども園の所管部署の一元化」など11項目あり、これらについては、現状での課題を明らかにし、改革方針の見直し（再検討）が必要である。

### 【継承（一部実施・未実施）とした項目（25項目）】

No.	改革項目	内部評価
1	西中学校体育館と西公民館の複合施設建設	一部実施
2	児童館の機能移転・地域への譲渡	一部実施
3	老人いこいの家の地域への譲渡	一部実施
4	自治会館の開放型への誘導	未実施
5	職員数の適正化	一部実施
6	人事評価制度の見直し	一部実施
7	I C T（情報通信技術）の活用	一部実施
8	統合型G I Sの活用推進	一部実施
9	指定管理者制度の推進 文化会館	未実施
10	〃 スポーツ施設（総合体育館、おおね公園）	未実施
11	〃 弘法の里湯	未実施
12	公民連携による幼稚園サービスの充実	一部実施
13	市有地活用方針の策定	一部実施
14	低・未利用地の有効活用	一部実施
15	公共施設への自動販売機設置に係る競争入札の導入	一部実施
16	スポーツ施設への有料広告の掲載	未実施
17	幼稚園保育料・入園料の適正化	一部実施
18	スポーツ施設使用料の適正化	一部実施
19	スポーツ広場の有料化	未実施
20	文化会館使用料の適正化	未実施
21	施設使用料等の算定基準の見直し	一部実施
22	公共下水道接続の促進	一部実施
23	外郭団体等の見直し 秦野市文化会館事業協会	一部実施
24	施設予約システムの充実	未実施
25	公立幼稚園・保育園のこども園化	一部実施

【見送り（一部実施・未実施）とした項目（11項目）】

No.	改革項目	内部評価
1	放置自転車保管場所の適正配置	一部実施
2	はだのこども館による機能補完	一部実施
3	公共施設建替・修繕基金の設置	未実施
4	公共施設の管理運営内容の見直し	一部実施
5	幼稚園・保育園・こども園の所管部署の一元化	未実施
6	小学校長と幼稚園長の併任の拡大	一部実施
7	指定管理者制度の推進 表丹沢野外活動センター	未実施
8	口座振替の加入促進（市税及び国民健康保険税）	一部実施
9	下水道施設への有料広告の掲載	一部実施
10	外郭団体等の見直し（社）秦野市観光協会	一部実施
11	提案型協働事業の創設	未実施



### (3) 公共施設再配置の推進

秦野市公共施設再配置計画で取り組んでいる項目のうち、17項目を「新プラン」の改革項目として掲げていたが、「指定管理者制度の導入」など5項目が未実施の状況にある。これは使用料の改定が計画どおり進まなかったことにより、コスト・サービスの比較検証ができなかったことから未実施となったものであるが、今後は、使用料改定も踏まえ、個々の施設特性や利用実態を明確にし、早急に管理運営形態を検討（選定）する必要がある。

#### 【公共施設再配置の推進に係る内部評価（17項目）】

No.	改革項目	内部評価
1	西中学校体育館と西公民館の複合施設建設	一部実施(継承)
2	保健福祉センター内への郵便局誘致	全部実施
3	児童館の機能移転・地域への譲渡	一部実施(継承)
4	老人いこいの家の地域への譲渡	一部実施(継承)
5	自治会館の開放型への誘導	未実施(継承)
6	弘法の里湯の利用者増加策の推進	全部実施
7	はだのこども館による機能補完	一部実施(見送り)
8	曾屋ふれあい会館の廃止	全部実施
9	公共施設の管理運営内容の見直し	一部実施(見送り)
10	指定管理者制度の推進 文化会館	未実施(継承)
11	〃 表丹沢野外活動センター	未実施(見送り)
12	〃 スポーツ施設(総合体育館、おおね公園)	未実施(継承)
13	弘法の里湯	未実施(継承)
14	公民連携による幼稚園サービスの充実	一部実施(継承)
15	低・未利用地の有効活用	一部実施(継承)
16	施設使用料等の算定基準の見直し	一部実施(継承)
17	公立幼稚園・保育園のこども園化	一部実施(継承)

#### (4) 累積効果額（実績）

##### ア 一般会計

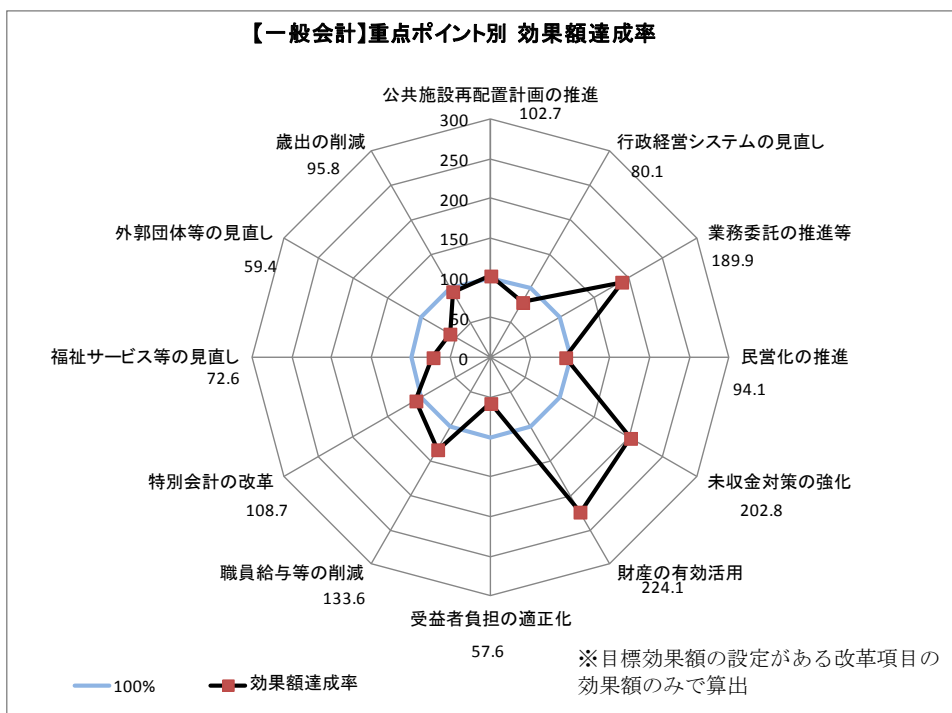
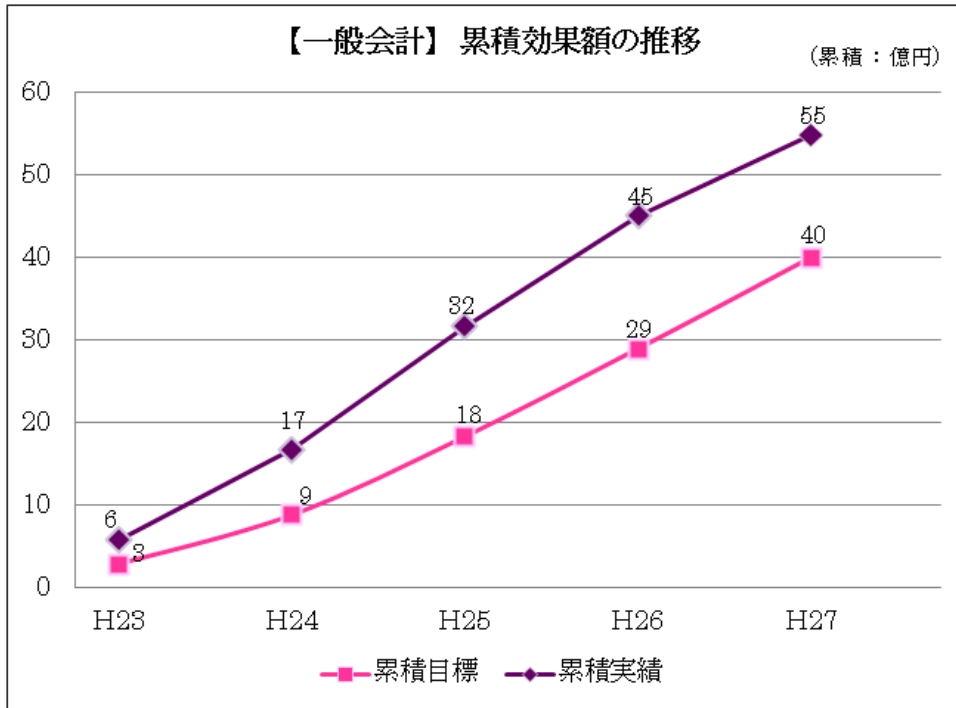
「新プラン」の実施による一般会計の累積効果額は、目標額40億円に対し、実績額55億円となり、目標を15億円上回った。（達成率137%）

「財産の有効活用」、「未収金対策の強化」及び「業務委託の推進等」を中心に目標額を上回る効果額を達成している。

一方で「受益者負担の適正化」、「外郭団体等の見直し」及び「福祉サービス等の見直し」については、市民への周知不足や計画策定当初の改革内容に変更があったため、目標額を下回っている。

#### 【重点ポイント別効果額達成状況】

改革の視点/重点ポイント	項目数	目標	実績	達成状況
<b>1 【合わせる】身の丈に合わせた行政経営の推進</b>	<b>23</b>	<b>389,297</b>	<b>320,711</b>	<b>82%</b>
(1) 公共施設再配置計画の推進	12	39,048	40,091	103%
(2) 行政経営システムの見直し	11	350,249	280,620	80%
<b>2 【委ねる】民間委託等の推進</b>	<b>14</b>	<b>301,332</b>	<b>533,840</b>	<b>177%</b>
(1) 指定管理者制度の推進	5	-	-	-
(2) 業務委託の推進等	7	261,332	496,182	190%
(3) 民営化の推進	2	40,000	37,658	94%
<b>3 【量る】「入るを量る」施策の推進</b>	<b>23</b>	<b>926,048</b>	<b>1,998,903</b>	<b>216%</b>
(1) 未収金対策の強化	6	580,594	1,177,475	203%
(2) 財産の有効活用	7	5,910	625,781	10589%
(3) 受益者負担の適正化	10	339,544	195,647	58%
<b>4 【制する】「出づるを制する」改革の実行</b>	<b>21</b>	<b>2,383,323</b>	<b>2,645,528</b>	<b>111%</b>
(1) 職員給与等の削減	3	570,587	762,470	134%
(2) 特別会計の改革	3	1,355,168	1,473,608	109%
(3) 福祉サービス等の見直し	4	359,959	261,497	73%
(4) 外郭団体等の見直し	4	35,260	20,960	59%
(5) 歳出の削減	7	62,349	126,993	204%
<b>5 【改める】職員の意識改革と市民サービスの向上</b>	<b>3</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
(1) 職員の意識改革	全て再掲	-	-	-
(2) 市民サービスの向上	3	-	-	-
<b>6 【共に進める】市民等との協働・連携の推進</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
(1) 市民等との協働・連携の推進	2	-	-	-
<b>合計</b>	<b>86</b>	<b>4,000,000</b>	<b>5,498,982</b>	<b>137%</b>

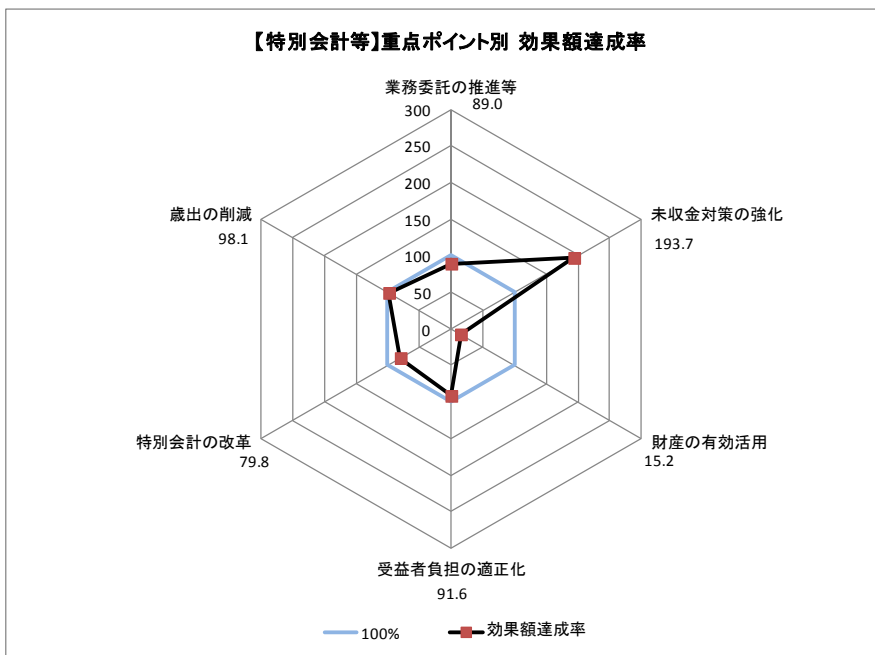
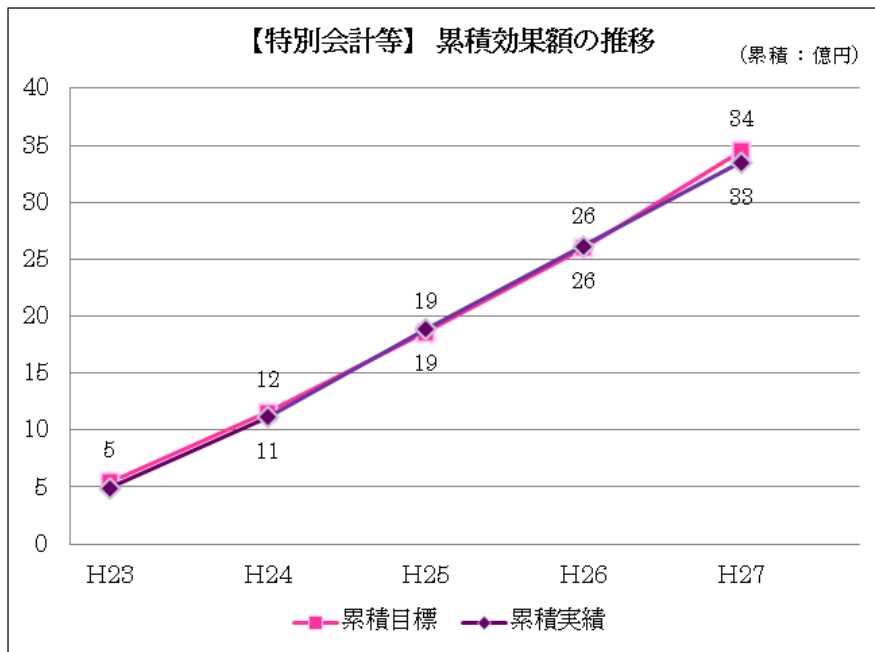


## イ 特別会計等

特別会計等における累積効果額は、目標額 34 億 5 千万円に対し、実績額 33 億 5 千万円となり、目標額を 1 億円下回った。（達成率 97%）

「国民健康保険税の徴収率の向上」等の改革は目標額を上回る効果額を達成しているが、目標効果額全体の約 6 割を占める「水道料金の適正化」については「全部実施」であったものの、環境意識の高まり、企業の節水対策、節水機器の普及等により、給水収益が伸びず、目標額を達成できなかった。

なお、達成率が極端に低い「財産の有効活用」（15.2%）は、下水道事業用地への広告物設置に一定の制限があったことから、目標額 32 万円に対し、実績額 5 万円に留まっている。



### 3 総括評価

#### (1) 行財政改革の転換期を迎えて

かつて地方自治体の税収が増加傾向にあった時代は、その増収分を住民に還元すること、いわば「増分の配分」が行政の大きな役割であった。この増分の配分によりインフラが整備され、納税者の中核をなす現役世代が利便性を享受し、高齢者や子ども、また社会的弱者への福祉サービスなどにもバランスよく配分され、行政サービスの「世代間格差」は比較的小さいものであった。

また、当時の行財政改革の目的は、肥大化する行財政をコントロールし、インフラ整備を中心とした新たな需要に向けて財源配分の適正化を図ることにあった。

その後、バブル経済崩壊を契機とした長引く経済不況などにより税収が落ち込み、行政経営も身の丈に合わせたものにすることが求められ、予算の抑制が図れるインフラ整備、つまり投資的経費を抑え込む一方で景気の回復が待たれた。

しかし、景気の回復が遅れ、重ねて人口減少期を迎えることとなり、こうした税収の基礎となる人口減少が、そのまま税収減につながるようになった。

そのため、従来の歳出削減を基本とした行財政改革の手法では、現役世代に対する行政サービスの低下などから税負担の不公平感が強まりつつあり、さらに高齢者世代や子育て世代の行政サービスについてはその縮減への不安が生じている。

したがって、これまでのような歳出削減中心の行財政改革には制約があり、今後は人口減少に伴う税収減を前提に、「減分（痛み）の配分」に向き合わなければならない。そのため、行財政改革の進め方やその考え方に発想の転換が求められており、行政はその実情を住民に伝え、課題を共有し、対策を共に考え、解決に取り組むといった姿勢が求められる。

#### (2) 「量の削減」から「質の向上」への転換

「新プラン」は、持続可能な行財政運営を目指すとともに、その改革効果額を総合計画推進の財源とするため、改革効果額の達成が大きな目標であった。

しかし、地域社会の現状をみると、人口の減少傾向による少子高齢化の進展や新たなまちづくり課題への対応が求められるなど、本市を取り巻く社会・経済環境は大きく変化している。

そのため、こうした社会・経済環境の変化に適応可能な行政サービスのあり方を見直し、併せて市民ニーズに合った質の高いサービス提供のあり方を再検討する必要がある。

つまり行財政改革は、これまでのように量の削減だけではなく、新たな人材の育成・活用を図るなど、「ヒト・カネ・モノ・サービス」といった経営資源の活用方法を見直し、質の向上にも配慮した取組みへと方向転換する必要がある。

### (3) 評価意見

「新プラン」は、「量」に重点を置いた評価でみれば、5年間の一般会計の累積効果額が目標の40億円を大きく上回るなど、当初の目的は達成されたと評価できる。

しかし先に述べたように、行財政改革の考え方については、今や大きな転換期を迎えており、その進め方などについて抜本的な見直しが求められている。

以下、今後に向けた行財政改革の進め方やそのための主要な検討課題についてまとめる。

#### ア 行財政改革の実効性とその強化

一般会計のうち、歳入関連項目の改革は当初の見込みより実績が倍の効果をあげているものもあり、その取組みは高く評価できる。

しかし、重点ポイント別効果額達成状況をみると、市民に負担をかけず行政で進めることができる改革は計画期間内に概ね終了といった傾向がみられる。

一方で、市民に痛みを伴う改革は、当初の計画どおり進まず、したがって実施までに時間がかかり、また、改革の着手後も効果が現れるまでに時間を要している。

今後、行財政改革の実施には、市民に痛みを求めることが予想され、そこではいわゆる減分の配分が改革の中心になることが予想される。そのため目標効果額の的確な設定とその目標達成に対しどのような手法や手順が適切であるかを明確にするためのロードマップ（行程表）が必要である。

この場合、改革特性に応じた詳細な進行管理とともに、短期の成果に加え、中・長期的な視点に立った効果検証を考慮する必要がある。

なお、予定どおりに進まない改革に関しては、年度ごとの検証を強化し、目的達成のため新たな手法が明らかになった場合、臨機応変にロードマップの見直しを行う必要がある。

#### イ 行財政改革への取組みとその留意点

自己評価及び内部評価が「全部実施」とされているにもかかわらず、目標

効果額と実績効果額に大きな乖離が生じている改革項目がある。

その原因には、計画期間中の制度変更によるものや利害関係者との調整に想定よりも時間を要したもの、また、より高い目標でサービスの充実を目指そうとしたものなどが見受けられる。

この場合、改革や事業が計画どおりに進まないということは、本来得られていた効果が失われているという考えを持つことが必要である。特に改革を行う際、当初想定していない問題が発生した場合は、改革目標を外れない範囲で、その進め方や方法を柔軟に見直すといった姿勢が必要である

また、改革が終了した項目であっても、引き続き取組み効果の検証を継続し、常に質の向上に向けた改善に取り組むことを忘れてはならない。

## ウ 受益者負担の見直しとトータルコストによる効果測定

「新プラン」に掲げる「コンビニ収納の導入」や「公民館自主事業の参加者負担の見直し」に関しては、市として受益者負担の考え方を改めて明確にし、そのための改革方針を定めていく必要がある。

例えば、コンビニ収納により発生する手数料についてみれば、負担の公平性の視点から、行政側の負担とするのではなく、むしろコンビニ収納の利便性を享受する市民の側に負担を求めるといった考え方も成り立つ。

つまり、こうした市民へのサービス向上に伴う経費は、受益者の応分負担で行うといった受益者負担の仕組みを導入するなど、新たな制度設計の検討が望まれる。

なお、コンビニ収納サービスを開始したことで窓口業務が減少でき、その結果人件費の削減につながるという、いわばトータルコストの視点で効果を捉え、その評価を測定することも必要である。

## エ 今後の補助金交付のあり方

補助金については、補助を受ける側の責任として、補助金活用によりその成果を顕在化するという姿勢が必要である。

この場合、市民団体との関係で見れば、市民活動などは補助金中心の支援ではなく、例えば表彰制度などを活用し、行政が市民の活動を讃え、市民もそれを誇りに地域活動に取り組むといった考えも必要である。

なお、これまで長期にわたり補助金交付を行ってきた活動は、交付の要不要を再検討するなど、補助金交付が活動の自立にどう繋がったかを検証し、一方で行政に直接関わる事業であれば負担金とするなど、早急に補助金交付のあり方を見直す必要がある。

## オ 市民との協働

これまで秦野市の行財政改革では、進行管理の結果を毎年度市民に公表しており、今後もこうした改革の取組みを市民との間で共有することは極めて重要である。

これからの行財政改革では、こうして市民と情報を共有し、地域課題に共に取り組むといった姿勢がさらに重要となる。

なお、こうして市民が課題共有を図ることにより、市民自らが地域課題を検討・協議し、その解決に取り組むことも可能となり、これまでの行政依存によるまちづくりから市民主体のまちづくりへの期待が高まる。

こうした場合、市職員は市の現状や地域課題の実態、さらに市民生活への影響などを市民に分かりやすく説明する必要があり、そのため市民とのコミュニケーション能力や説明能力を高める必要がある。

## 4 次なる時代に向けての行財政改革の新たな視点

これまでの行財政改革の目的は、税収の減少や歳出面での債務増加、さらに経済変化に伴う財政出動など、無駄の排除や事業効果を重視した、いわゆる量の削減が基本にあった。

しかし、これからは人口減少時代に対応するため、行政サービスのあり方として、提供対象の優先選択やサービス内容の質的向上を目的に行財政改革に取り組まなければならない。

そのため、これまでのような歳出の削減だけを目指す取組みではなく、「行政サービスの質とその効率性を高めること」や「地域まちづくりを支える人材育成」も視野に入れ、新たな視点や発想を持って行財政改革に取り組まなければならない。

つまり、それだけでは限界がある「財源」中心の対応から発想を転換し、多くの可能性を持つ「人材」活用を視点に入れ、改めて「ヒト・カネ・モノ・サービス」の総合力を活かし、行政サービスの質の向上に向け、行財政改革に取り組むことを期待したい。

今後は増分の配分から減分（痛み）の配分への転換が求められるとしたが、その際、市民の理解をいかに得るかが大きな課題となる。こうした「負担」の在り方については、国民的な議論が必要であるが、自治体においても、今後、支える側（生産年齢人口）の負担がますます重くなり、支える側からも、支えられる側（高齢者等）からも激しい問題提起が予測され、加えて昨今の世代間格差の広がり、地域社会の閉塞感を大きくすることが予想される。

これから急速な人口減少時代（少子高齢化社会）を迎える中、地域社会におい



て支える側と支えられる側双方の断絶や批判を防ぐには、「負担」と「給付」のあるべき姿について、市民が課題を共有し、共に課題解決に取り組む以外に道はない。市職員においては、こうした行政課題に対し、常に自らが問題意識を高め、市民との対話や協議を通し理解を深め、課題解決に取り組むといった姿勢を忘れてはならない。



## 《附 属 資 料》

I	新はだの行革推進プラン - 評価結果及び累積効果額一覧 - ……	1
II	秦野市行財政調査会組織図 ……	6
III	秦野市行財政調査会行革推進専門部会委員名簿 ……	6
IV	秦野市行財政調査会行革推進専門部会審議経過 …… (秦野市行政改革評価委員会 平成26年8月以前)	7
V	秦野市行財政調査会規則 ……	9
VI	秦野市行政改革評価委員会設置要綱 ……	11



I 新はだの行革推進プラン - 評価結果及び累積効果額一覧 -

(単位:千円)

改革項目	改革項目No.	改革主管課	自己評価 H28.3時点	内部評価 H28.9時点	累積効果額		
					目標	実績	達成状況
<b>1【合わせる】身の丈に合わせた行政経営の推進</b>					<b>389,297</b>	<b>320,711</b>	<b>82%</b>
<b>(1) 公共施設再配置計画の推進</b>					<b>39,048</b>	<b>40,091</b>	<b>103%</b>
西中学校体育館と西公民館の複合施設建設	10-10-010	教育総務課 生涯学習課 公共施設マネジメント課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	【△ 7,000】	0	マイナス効果なし
保健福祉センター内への郵便局誘致	10-10-020	公共施設マネジメント課 戸籍住民課 地域福祉課	全部実施	全部実施	【24,000】	【6,805】	28%
児童館の機能移転・地域への譲渡	10-10-030	こども育成課 公共施設マネジメント課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	【28,000】	【8,757】	31%
老人いこいの家の地域への譲渡	10-10-040	高齢介護課 公共施設マネジメント課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	【9,000】	【0】	0%
自治会館の開放型への誘導	10-10-050	市民自治振興課 公共施設マネジメント課	未実施(継承)	未実施(継承)	【△ 12,000】	【0】	マイナス効果なし
放置自転車保管場所の適正配置	10-10-060	くらし安全課	一部実施(見送り)	一部実施(見送り)	9,236	19,122	207%
弘法の里湯の利用者増加策の推進	10-10-070	観光課	全部実施	全部実施	【△ 28,000】	【△ 98,436】	マイナス効果の増
はだのこども館による機能補完	10-10-080	こども育成課 公共施設マネジメント課	全部実施	一部実施(見送り)	【△ 33,000】	【△ 30,233】	マイナス効果の減
曾屋ふれあい会館の廃止	10-10-090	生涯学習課 公共施設マネジメント課	全部実施	全部実施	【24,000】	【△ 11,087】	△ 46%
なでしこ会館(貸館部分)の廃止	10-10-100	生涯学習課 公共施設マネジメント課	全部実施	全部実施	29,812	20,969	70%
公共施設建替・修繕基金の設置	10-10-110	公共施設マネジメント課	未実施(見送り)	未実施(見送り)	-	-	-
公共施設の管理運営内容の見直し	10-10-120	公共施設マネジメント課	一部実施(見送り)	一部実施(見送り)	【32,000】	【0】	0%
<b>(2) 行政経営システムの見直し</b>					<b>350,249</b>	<b>280,620</b>	<b>80%</b>
職員数の適正化	10-20-010	行政経営課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	350,249	280,620	80%
公共施設を一元的にマネジメントする組織の設置	10-20-020	行政経営課	全部実施	全部実施	-	-	-
債権回収業務を一元的に管理する組織の設置	10-20-030	行政経営課	全部実施	全部実施	-	-	-
スポーツ振興事務の市長部局への移管	10-20-040	行政経営課	全部実施	全部実施	-	-	-
幼稚園・保育園・こども園の所管部署の一元化	10-20-050	行政経営課	未実施(見送り)	未実施(見送り)	-	-	-

改革項目	改革項目No.	改革主管課	自己評価 H28.3時点	内部評価 H28.9時点	累積効果額		
					目標	実績	達成状況
下水道部と水道局の組織統合	10-20-060	経営総務課	全部実施	全部実施	-	-	-
小学校長と幼稚園長の併任の拡大	10-20-070	教育総務課	一部実施(見送り)	一部実施(見送り)	-	-	-
行政評価の充実	10-20-080	行政経営課 企画課	全部実施	全部実施	-	-	-
人事評価制度の見直し	10-20-090	人事課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	-	-	-
ICT(情報通信技術)の活用	10-20-100	情報政策課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	-	-	-
統合型GISの活用推進	10-20-110	情報政策課 都市政策課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	-	-	-
<b>2【委ねる】民間委託等の推進</b>					<b>301,332</b>	<b>533,840</b>	<b>177%</b>
<b>(1) 指定管理者制度の推進</b>					-	-	-
指定管理者制度導入基本方針の見直し	20-10-010	行政経営課	全部実施	全部実施	-	-	-
文化会館	20-10-020	カルチャーパーク課	未実施(継承)	未実施(継承)	【80,000】	【0】	0%
表丹沢野外活動センター	20-10-030	こども育成課	未実施(見送り)	未実施(見送り)	【15,000】	【0】	0%
スポーツ施設(総合体育館、おおね公園)	20-10-040	スポーツ推進課 建設管理課 カルチャーパーク課	未実施(継承)	未実施(継承)	【83,000】	【0】	0%
弘法の里湯	20-10-050	観光課	未実施(継承)	未実施(継承)	【20,000】	【0】	0%
<b>(2) 業務委託の推進等</b>					<b>261,332</b>	<b>496,182</b>	<b>190%</b>
自動車運転業務の民間委託等の推進	20-20-010	資産経営課 秘書課 議会事務局	全部実施	全部実施	19,460	21,269	109%
ごみ収集業務の民間委託等の推進	20-20-020	環境資源対策課	全部実施	全部実施	71,549	43,098	60%
学校業務員業務の民間委託等の推進	20-20-030	教育総務課	全部実施	全部実施	63,147	102,744	163%
給食調理業務の民間委託等の推進	20-20-040	学校教育課	全部実施	全部実施	82,171	252,777	308%
上下水道料金業務の包括的な民間委託化	20-20-050	経営総務課 営業課	全部実施	全部実施	(540,433)	(481,040)	89%
図書館業務の民間委託拡大	20-20-060	図書館	全部実施	全部実施	12,600	63,384	503%
広畑ふれあいプラザの運営方法の見直し	20-20-070	高齢介護課	全部実施	全部実施	12,405	12,910	104%
<b>(3) 民営化の推進</b>					<b>40,000</b>	<b>37,658</b>	<b>94%</b>
地域活動支援センターひまわりの民営化	20-30-010	障害福祉課	全部実施	全部実施	40,000	37,658	94%
公民連携による幼稚園サービスの充実	20-30-020	教育総務課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	【50,000】	【0】	-

改革項目	改革項目No.	改革主管課	自己評価 H28.3時点	内部評価 H28.9時点	累積効果額		
					目標	実績	達成状況
<b>3【量る】「入るを量る」施策の推進</b>					<b>926,048</b>	<b>1,998,903</b>	<b>216%</b>
<b>(1) 未収金対策の強化</b>					<b>580,594</b>	<b>1,177,475</b>	<b>203%</b>
徴収率の向上(市税)	30-10-010	債権回収課	全部実施	全部実施	565,721	1,126,255	199%
徴収率の向上(国民健康保険税)	30-10-020	債権回収課 国保年金課	全部実施	全部実施	(264,722)	(518,582)	196%
未収金徴収の一元化(税外)	30-10-030	債権回収課	全部実施	全部実施	58,493	96,107	164%
コンビニ収納の導入(市税等)	30-10-040	債権回収課 市民税課	全部実施	全部実施	△ 43,620	△ 44,887	マイナス効果の増
コンビニ収納の導入(上下水道料金)	30-10-050	水道業務課 下水道総務課	全部実施	全部実施	(△ 6,000)	(△ 17,398)	マイナス効果の増
口座振替の加入促進(市税及び国民健康保険税)	30-10-060	市民税課 債権回収課	一部実施(見送り)	一部実施(見送り)	-	-	-
<b>(2) 財産の有効活用</b>					<b>5,910</b>	<b>625,781</b>	<b>10589%</b>
市有地活用方針の策定	30-20-010	資産経営課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	-	612,539	実績のみ
低・未利用地の有効活用	30-20-020	資産経営課 公共施設マネジメント課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	【240,000】	【109,478】	46%
公共施設への自動販売機設置に係る競争入札の導入	30-20-030	資産経営課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	2,160	6,434	298%
スポーツ施設への有料広告の掲載	30-20-040	スポーツ推進課 カルチャーパーク課	未実施(継承)	未実施(継承)	2,280	0	0%
下水道施設への有料広告の掲載	30-20-050	経営総務課	一部実施(見送り)	一部実施(見送り)	(328)	(50)	15%
引き取りのない放置自転車の売却処分	30-20-060	くらし安全課	全部実施	全部実施	920	3,296	358%
観光地の公衆トイレ等へのチップ塔設置	30-20-070	観光課	全部実施	全部実施	550	3,512	639%
<b>(3) 受益者負担の適正化</b>					<b>339,544</b>	<b>195,647</b>	<b>58%</b>
放課後児童ホーム利用料の新設	30-30-010	保育こども園課	全部実施	全部実施	108,000	157,749	146%
幼稚園保育料・入園料の適正化	30-30-020	教育総務課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	115,704	0	0%
スポーツ施設使用料の適正化	30-30-030	スポーツ推進課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	68,000	2,888	4%
スポーツ広場の有料化	30-30-040	スポーツ推進課	未実施(継承)	未実施(継承)	8,080	0	0%
文化会館使用料の適正化	30-30-050	カルチャーパーク課	未実施(継承)	未実施(継承)	4,400	0	0%
施設使用料等の算定基準の見直し	30-30-060	公共施設マネジメント課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	【102,816】	【0】	0%
公民館自主事業の参加者負担の見直し	30-30-070	生涯学習課	全部実施	全部実施	6,890	2,031	29%
上下水道料金減免の見直し	30-30-080	生活福祉課	全部実施	全部実施	28,470	32,979	116%
水道料金の適正化	30-30-090	営業課	全部実施	全部実施	(1,990,566)	(1,846,156)	93%
公共下水道接続の促進	30-30-100	営業課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	(62,795)	(35,255)	56%

改革項目	改革項目No.	改革主管課	自己評価 H28.3時点	内部評価 H28.9時点	累積効果額		
					目標	実績	達成状況
<b>4【制する】「出づるを制する」改革の実行</b>					<b>2,383,323</b>	<b>2,645,528</b>	<b>111%</b>
<b>(1) 職員給与等の削減</b>					<b>570,587</b>	<b>762,470</b>	<b>134%</b>
特別職給与の減額	40-10-010	人事課	全部実施	全部実施	10,377	29,990	289%
一般職給与の見直し	40-10-020	人事課	全部実施	全部実施	489,650	444,299	91%
職員手当の見直し	40-10-030	人事課	全部実施	全部実施	70,560	288,181	408%
<b>(2) 特別会計の改革</b>					<b>1,355,168</b>	<b>1,473,608</b>	<b>109%</b>
下水道事業特別会計繰出金の削減	40-20-010	経営総務課	全部実施	全部実施	949,126	994,569	105%
国民健康保険事業特別会計繰出金の抑制	40-20-020	国保年金課	全部実施	全部実施	406,042	479,039	118%
国民健康保険レセプト点検の強化	40-20-030	国保年金課	全部実施	全部実施	(547,364)	(436,954)	80%
<b>(3) 福祉サービス等の見直し</b>					<b>359,959</b>	<b>261,497</b>	<b>73%</b>
重度障害者医療費助成事業の見直し	40-30-010	障害福祉課	全部実施	全部実施	241,186	146,097	61%
在宅重度障害者等福祉タクシー等助成事業の見直し	40-30-020	障害福祉課	全部実施	全部実施	43,112	42,781	99%
私立幼稚園就園奨励費の見直し	40-30-030	子育て支援課	全部実施	全部実施	19,536	19,843	102%
敬老事業(敬老祝金)の見直し	40-30-040	高齢介護課	全部実施	全部実施	56,125	52,776	94%
<b>(4) 外郭団体等の見直し</b>					<b>35,260</b>	<b>20,960</b>	<b>59%</b>
秦野市文化会館事業協会	40-40-010	カルチャーパーク課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	25,000	3,812	15%
(社)秦野市シルバー人材センター	40-40-020	高齢介護課	全部実施	全部実施	4,860	18,452	380%
(社)秦野市観光協会	40-40-030	観光課	一部実施(見送り)	一部実施(見送り)	5,400	△ 1,304	△ 24%
(財)秦野市スポーツ振興財団	40-40-040	スポーツ推進課	全部実施	全部実施	-	-	-
<b>(5) 歳出の削減</b>					<b>62,349</b>	<b>126,993</b>	<b>204%</b>
職員福利厚生団体のあり方の見直し	40-50-010	人事課	全部実施	全部実施	27,660	25,894	94%
市債の繰上償還による公債費負担の軽減	40-50-020	財政課	全部実施	全部実施	3,729	3,729	100%
補助金・交付金の削減	40-50-030	財政課	全部実施	全部実施	-	67,273	実績のみ
大地震発生時の通信方法の見直し	40-50-040	防災課	全部実施	全部実施	7,485	6,635	89%
労働者住宅資金利子補助金の休止	40-50-050	産業政策課	全部実施	全部実施	23,400	23,387	100%
消防車両の更新年限の見直し	40-50-060	消防総務課(警防対策課)	全部実施	全部実施	(49,000)	(48,045)	98%
市が加入する団体への負担金の廃止	40-50-070	財政課	全部実施	全部実施	75	75	100%



改革項目	改革項目No.	改革主管課	自己評価 H28.3時点	内部評価 H28.9時点	累積効果額		
					目標	実績	達成状況
<b>5【改める】職員の意識改革と市民サービスの向上</b>					-	-	-
<b>(1) 職員の意識改革</b>					-	-	-
(全て再掲項目)					-	-	-
<b>(2) 市民サービスの向上</b>					-	-	-
窓口サービスの充実	50-20-010	窓口関係課	全部実施	全部実施	-	-	-
施設予約システムの充実	50-20-020 -①	生涯学習課	全部実施	全部実施	-	-	-
	50-20-020 -②	スポーツ推進課	未実施(継承)	未実施(継承)	-	-	-
公立幼稚園・保育園のこども園化	50-20-030	子育て支援課 教育総務課	一部実施(継承)	一部実施(継承)	【△ 6,000】	【△ 206,638】	マイナス効果の増
<b>6【共に進める】市民等との協働・連携の推進</b>					-	-	-
<b>(1) 市民等との協働・連携の推進</b>					-	-	-
ゼロ予算事業の促進	60-10-010	各事業所管課			-	-	-
提案型協働事業の創設	60-10-020	市民自治振興課	未実施(見送り)	未実施(見送り)	-	-	-

■累積効果額(H23年度～H27年度)

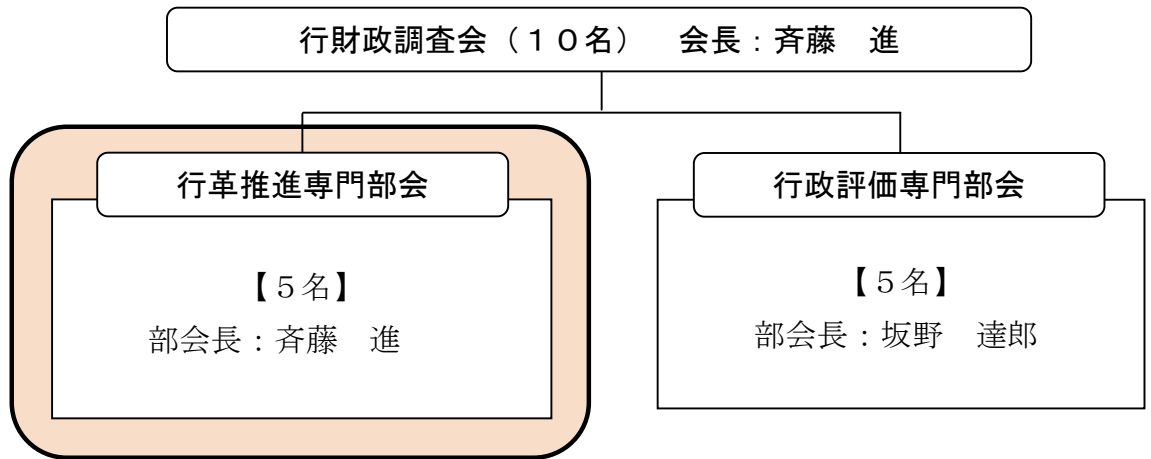
単位:千円

	事業費		人件費		歳入		計			
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	差額	達成状況
一般会計	1,505,690	1,487,442	1,516,952	1,877,267	977,358	2,134,273	4,000,000	5,498,982	1,498,982	137%
特別会計等	417,307	297,818	163,590	155,329	2,868,311	2,895,537	3,449,208	3,348,684	△ 100,524	97%
再配置計画	210,000	△ 328,384	0	7,449	411,816	99,581	621,816	△ 221,354	△ 843,170	-

【留意事項】

- ( )書きは、特別会計内での効果額などで一般会計の財政推計による不足額の補てんに反映できない数値であるため、合計には 算入しないものとする。
- 【】書きは、公共施設再配置計画において掲げていた取組みで、本プランへの再掲項目であることから、効果額は参考数値とし、最終的な効果額は、公共施設再配置計画において算出する。

## II 秦野市行財政調査会組織図



[敬称略]

## III 秦野市行財政調査会行革推進専門部会委員名簿

(平成28年12月27日現在)

職名	氏名	区分
部会長	斉藤 進	産業能率大学情報マネジメント学部教授
委員	小林 隆	東海大学政治経済学部教授
委員	佐々木 陽一	(株)PHP研究所 研究企画事業部 主任研究員兼シニアコンサルタント
委員	茅野 英一	帝京大学経済学部教授
委員	山田 直子	(株)産業貿易センター 常務取締役

(委員名50音順 敬称略)

#### IV 秦野市行財政調査会開催経過（平成26年8月以前は秦野市行政改革評価委員会）

##### 【平成23年度】 秦野市行政改革評価委員会（平成26年9月4日まで）

回	開催日	主な内容
第1回	平成24年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の委嘱</li> <li>・正副委員長選出</li> <li>・今後の進め方について</li> <li>・進行状況の外部評価について</li> </ul>
第2回	平成24年1月30日	進行状況の外部評価について
第3回	平成24年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進行状況の外部評価について</li> <li>・報告書について</li> </ul>

##### 【平成24年度】

回	開催日	主な内容
第1回	平成24年6月27日	行革推進プランの評価の進め方について
(第2回)	(平成24年8月7日)	(行政評価：評価対象施策の評価)
第3回	平成24年8月10日	行革推進プランの評価について
第4回	平成24年8月17日	行革推進プランの評価について
第5回	平成24年10月5日	進行状況評価結果報告書（案）について

##### 【平成25年度】

回	開催日	主な内容
第1回	平成25年5月21日	行革推進プランの評価の進め方について
(第2回)	(平成25年7月10日)	(行政評価：評価対象施策の評価)
第3回	平成25年7月19日	行革推進プランの評価について
第4回	平成25年7月24日	行革推進プランの評価について
第5回	平成25年8月14日	行革推進プランの評価について
第6回	平成25年9月27日	進行状況評価結果報告書（案）について

【平成26年度】

回	開催日	主な内容
第1回	平成26年5月28日	行革推進プランの評価の概要について (評価時点・評価対象等)
(第2回)	(平成26年6月27日)	(利用者負担の適正化に関する方針(案)について) (行政評価の進め方について)
第3回	平成26年7月11日	行革推進プランの評価について
第4回	平成26年7月23日	行革推進プランの評価について
第5回	平成26年8月8日	行革推進プランの評価について
第6回	平成26年8月20日	行革推進プランの評価について

秦野市行財政調査会（平成26年9月5日から）

回	開催日	主な内容
第1回	平成26年9月24日	進行状況評価結果報告書(案)について
第2回	平成26年10月16日	進行状況評価結果報告書(案)について

【平成28年度】

回	年月	審議内容
第1回	平成28年6月29日	・本年度の進め方について ・新はだの行革推進プランの総括について
第2回	平成28年8月23日	・新はだの行革推進プランの総括について
第3回	平成28年11月21日	・新はだの行革推進プラン総括評価報告書(案)について
第4回	平成28年12月19日	・新はだの行革推進プラン総括評価報告書(案)について

## V 秦野市行財政調査会規則

(昭和 60 年 7 月 1 日規則第 24 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和 33 年秦野市条例第 6 号)第 2 条の規定により設置された秦野市行財政調査会(以下「調査会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 調査会は、10 名の委員により組織する。ただし、本市の行政改革に係る計画の策定若しくは評価又は本市が実施する施策若しくは事業に係る評価のいずれかを行う場合に限り、5 名の委員により組織することができる。

2 委員(臨時委員を含む。第 5 条から第 8 条までにおいて同じ。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任することができる。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 3 条 臨時委員は、必要の都度市長が委嘱する。

2 臨時委員は、委嘱の目的に係る調査又は審議に加わり、その意見の建議又は答申について必要な助言を行う。

3 臨時委員は、委嘱の目的に係る意見の建議又は答申が終了したとき、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 調査会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、調査会の会務を総理し、調査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第 5 条 調査会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の所掌事務は、会長が調査会に諮って定める。

3 専門部会は、会長が調査会に諮って指名する委員により構成する。

4 専門部会に部会長を置き、その構成員の互選により定める。

5 部会長は、専門部会の会務を総理する。

6 部会長に事故があるときは、専門部会の構成員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

7 部会長は、必要に応じて審議の経過又は結果を直近に開催される調査会の会議で報告するものとする。

(会議)

第6条 調査会又は専門部会の会議(以下「会議」という。)は、それぞれ会長又は部会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、調査会又は専門部会それぞれの構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査会又は専門部会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(議事録の作成)

第7条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、調査会については会長及び会長が指名した委員1名が、専門部会については部会長及び部会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 調査会の庶務は、行財政改善主管課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、調査会又は専門部会の運営について必要な事項は、会長又は部会長が会議に諮って定める。

## VI 秦野市行政改革評価委員会設置要綱

(平成 26 年 9 月 5 日廃止)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市において行政改革に関する評価を実施するに当たり、学識経験者等による意見又は提案を取り入れることにより評価の客観性及び信頼性を確保するため、秦野市行政改革評価委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の行政改革に関する計画の評価を行うこと。
- (2) 本市が実施する施策及び事務事業の評価を行うこと。
- (3) 評価方法について意見を述べること。
- (4) その他評価について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、5 名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は、委嘱した年度を含め 2 か年度とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じてその会議への委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員会の会議は、原則として公開とする。

(報告)

第 7 条 委員会は、委員会における評価結果を市長に報告する。

(報償の支給)

第8条 委員が会議に出席するときは、予算に定める範囲内で報償を支給することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、行政改革主管課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。